

文書番号： 栗田 8 7	文書名： 医学生・看護学生奨学金貸与規程	版： 0. 1
-----------------	-------------------------	------------

(目的)

第1条 この規程は、総務課業務規程第27条に基づき、栗田病院（以下、「当院」という）が地域医療の発展に貢献する医療従事者を養成するために、一定の条件を満たす者に対して、その勉学・生活条件改善の支援を目的として、奨学金の貸与を行う。

2 奨学金貸与に関わる事項は、この規程の定めるところによる。

(貸与対象者)

第2条 奨学金貸与を受けることができる者は、次の要件を備え、当院の基本理念に共感し卒業後直ちに当院への就職を希望する者とする。なお、医師資格の取得を目的とする者は、医師臨床研修制度の初期研修期間に限り、当院以外の医療機関に在籍することを認める。

(1) 医療に関する以下の学校課程に入学が許可された、または在学している学生であること。

①医師資格の取得を目的とする課程

②保健師または看護師資格の取得を目的とする課程

(2) 当院以外の医療機関等への就職を条件とする奨学金または修学資金の支給及び貸付の事実がないこと。

(3) 原則卒年次30歳以下の学生を対象とする。

(申請)

第3条 奨学金貸与を希望する者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 医学生・看護学生奨学金貸与申請書（栗田756）

(2) エントリーシート（栗田758）

(3) 医学生・看護学生奨学金返還誓約書（栗田757）

(4) 学生証または入学決定通知書

(5) 連帯保証人2名の印鑑証明書

(6) その他当院が特に必要と認める書類

2 申請に対しては、関係する部門長または部署長と面接を行う。

(決定および通知)

第4条 第3条により申請を受理したときは、総務課長が提出書類を精査し面接を行った関係する部門長または部署長より意見聴取したうえで稟議上程し、院長決裁により奨学金貸与の可否について決定する。

2 前項により決定された結果は、「医学生・看護学生奨学金貸与決定通知書」（栗田762）または「医学生・看護学生奨学金不貸与決定通知書」（栗田763）を用いて、直ちに総務課長より申請者に通知しなければならない。

3 奨学金貸与申請ならびに決裁結果について、病院経営推進会議で報告する。

(奨学生及び連帯保証人の義務)

第5条 奨学金貸与を受ける者（以下、「奨学生」という）は、在学期間中勉学に励み、将来当院

文書番号： 栗田 8 7	文書名： 医学生・看護学生奨学金貸与規程	版： 0. 1
-----------------	-------------------------	------------

の職員としての資質向上に努めなければならない。

- 2 奨学生、親権者及び連帯保証人は、次の各号の一に該当する事態が生じた場合は「医学生・看護学生奨学金貸与規程の届出事項変更届」（栗田 7 6 4）を用いて、速やかに当院に届出なければならない。
  - (1) 医学生・看護学生奨学金貸与支給申請書記載事項に変更があったとき。
  - (2) 連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。
  - (3) 奨学生本人に病気や怪我等不測の事態が生じたとき。

(貸与の停止・取消)

第 6 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金貸与の停止又は取消することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (3) 奨学金貸与対象者として不該当事由が生じたにもかかわらず、その報告を怠ったことが判明したとき。また、第 5 条の規程に反し、故意に変更等の届出を怠ったことが判明したとき。
- (4) 虚偽の申出により奨学金貸与を受け、それが判明したとき。
- (5) 奨学金を必要としなくなったとき。

(奨学金貸与の額・期間)

第 7 条 奨学金の額ならびに貸与期間は次の通りとし、本人名義の指定口座へ振込により貸与するものとする。

- (1) 医師資格の取得を目的とする課程は、月額 1 0 万円とし入学より 6 年間を上限とする。
  - (2) 4 年制大学において資格取得を目的とする課程は、月額 5 万円とし入学より 4 年間を上限とする。
  - (3) 3 年制短期大学において資格取得を目的とする課程は、月額 5 万円とし入学より 3 年間を上限とする。
  - (4) 全日制看護専門学校等において資格取得を目的とする課程は、月額 5 万円とし入学より最短卒業年までを上限とする。
  - (5) 定時制看護専門学校等において資格取得を目的とする課程は、月額 5 万円とし学校 3 年時より 1 年間を上限とする。
  - (6) 既に就学している者で、途中から奨学金貸与を求める場合は、貸与決定された日の属する年度の 4 月まで遡り貸与期間として支給する。
- 2 前項の規程により「医学生・看護学生奨学金口座振込依頼書」（栗田 7 6 5）の提出をもって貸与する。
  - 3 奨学生は第 2 条に定める課程において奨学金貸与期間が 1 年間を超える場合は、毎年 4 月 2 0 日までに成績証明書を提出しなければならない。

(返済義務)

文書番号： 栗田 87	文書名： 医学生・看護学生奨学金貸与規程	版： 0. 1
----------------	-------------------------	------------

第 8 条 次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた修学資金の金額及び第 2 項に定める利息を合わせて返済しなければならない。

- (1) 第 6 条の規程に該当もしくは卒業後、当院に採用されなかったとき。
- (2) 卒業後、当院以外に就職または就職が内定したとき。
- (3) 卒業の見込みが無くなったとき。
- (4) 資格を取得できなかったとき。
- (5) 第 10 条に定める返済免除となる期間以前に退職したとき。

2 奨学金の利息は年利率 2 % とする。

(返済期間)

第 9 条 第 8 条により返済義務が生じた場合は、次の各項により返済しなければならない。

2 返済義務事由が生じた日から 1 ヶ月以内に、奨学生本人又は連帯保証人が既奨学金貸与額を一括返済するものとする。

なお、1 ヶ月以内の一括返済が不可能である場合は分割返済を認めるが、原則として貸与を受けた同等の期間内で返済をするものとする。

3 返済は当院指定口座へ振込とし、振込手数料は返済義務者が負担する。

(返済免除)

第 10 条 奨学生が卒業後当院に就職し、奨学金貸与を目的とする資格により貸与期間と同一の期間以上勤務した場合は、奨学金の返済を免除する。ただし、産休・育休・病欠などによる休業期間は勤務期間から除くものとする。

2 奨学金の返済免除を受けるために勤務している職員が、死亡または当該業務に起因する身体の故障等により継続勤務ができなくなったときは、奨学金の返済を免除することがある。

(返済の猶予)

第 11 条 次の各号に該当する場合は返済を猶予する。

- (1) 災害、疾病、その他やむを得ない理由が生じたとき。
- (2) 債務を履行することが困難と認められる相当の理由があるとき。
- (3) 卒業後 1 年以内に限り資格取得できなかったとき。なお、特別の事情により当院が認めたときはこの限りでない。

(遅滞金)

第 12 条 返済期間内に返済されなかった場合は、第 8 条の返済すべき金額に民事法定利率との差額を加算した金額を延滞金として支払わなければならない。

附則

本規程は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。